

(商号についての経過措置)
第十六条 第四条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に成田国際空港株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画についての経過措置)
第十七条 会社の成立する日の属する営業年度の事業計画については、第十一条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(会社の設立に伴う農地法の適用に関する経過措置)
第十八条 附則第六条の規定により公団が会社に対し行う出資に係る農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地についての権利の取得については、同法第三条第一項本文の規定は、適用しない。

(政令への委任)

第十九条 附則第二条から前条までに規定するものほか、会社の設立及び公団の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

(新東京国際空港公団法の廃止)

第二十条 新東京国際空港公団法は、廃止する。

(新東京国際空港公団法の廃止に伴う経過措置)
第二十一条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の新東京国際空港公団法第二十一条の規定により国土交通大臣が定めた基本計画は、第三条第一項の規定により国土交通大臣が定める基本計画とみなす。

2 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の新東京国際空港公団法の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

3 前二項に規定するものほか、新東京国際空港公団法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十二条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為及び附則第十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る附則第二十条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八八
 号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一七年七月二六日法律第八
 号) 抄

(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一七日法律第九
 号) 抄

(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一日法律第七
 号) 抄

(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一七日法律第七
 号) 抄

(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一日法律第七
 号) 抄

(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二七年七月二六日法律第八
 号) 抄

(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二七年七月二六日法律第八
 号) 抄

(施行期日等)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。